

8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 就業支援策の充実

ア 状況に応じた就業支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

母子家庭の母等の状況に応じた就業支援に取り組みます。

○ 現状と課題

母子世帯においては、81.0%が就労していますが、その就業形態はパート・臨時職が半数近くを占め、世帯収入についても月15万円未満が56.3%を占めている状況です。

就職の際には、「収入」のほかに「勤務時間」「急用などの際に時間の融通がきく」などの子育てに関連すると思われる要因を重視しており、近年の経済情勢等とあいまって、その雇用環境は厳しい現状にあります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

就業相談の実施や生活実態に応じてそれぞれが主体的に就職の選択が行えるようハローワークとの連携による求人情報の提供、就業支援等に取り組みます。

○ 県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談利用件数	相談件数	件	250	250	青少年・児童家庭課

イ より良い就業に向けた能力開発支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

母子家庭の母等の資格取得、技能習得を支援します。

○ 現状と課題

母子家庭が安定した生活の基盤を整えるためには、収入面、雇用条件等でより良い職業に就くことが必要ですが、その就業形態は、パート・臨時職が半数近くを占めているのが現状です。

仕事に関して要望する支援については、「技術・資格取得の支援」42.0%、「訓練受講の際の経済的援助」33.3%が高い割合を示しています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

より良い条件の仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格・技能を習得するための講習会の実施や、受講・修業期間中の経済的支援を行います。

○ 県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

ウ 雇用促進に関する啓発活動・情報提供の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の雇用促進に関して、事業主に対する啓発活動等を行います。

○ 現状と課題

子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っているひとり親家庭等においては、近

年の経済情勢等により、雇用環境は厳しい状況にあり、その雇用促進にあたっては、事業主の理解と協力が不可欠です。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

母子福祉団体の売店設置等を促進するなど、公的施設における雇用の促進を図ります。

また、ひとり親家庭等の雇用促進を図るため、事業主に対し、理解を深めてもらうための啓発活動等の実施を図ります。

○ **県の関連事業名**

母子家庭等自立促進事業費

(2) **子育て・生活支援策の充実**

ア 多様な保育サービスによる支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

各種保育サービスの情報集約とその利用促進を図ります。

○ **現状と課題**

ひとり親家庭の親の仕事、小学校入学前の子どもの世話は、母子世帯の46.1%、父子世帯の40.5%が認可保育所及び認可外保育施設に預けている状況にあります。

ひとり親家庭における子育てと仕事の両立を図るため、保育サービスの充実、利用促進が必要となっています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

ひとり親家庭の子供の保育所優先入所、その他各種保育サービスの情報の集約を図り、その利用を促進することにより、安心して子育てと仕事が両立できるよう支援します。

イ ひとり親家庭児童の健全育成

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭の子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。

○ **現状と課題**

ひとり親家庭になることによって、多くの場合、親子ともにそれまでの生活環境が大きく変化することにつながり、子どもの子育て等の面でも困難に直面することとなります。

現在の不安・悩みでも、「子育て・教育」が「生活費」とともに高い割合を示しています。

子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、子どもの精神面に与える影響や進学への悩みなど子どもの成長過程において生じる諸問題について十分な配慮が必要とされています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

育児、しつけ等子どもの世話や親としての悩みなどをもつひとり親家庭を対象に生活支援講座を開設するとともに各種相談に応じることにより、親子がともに成長し、子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。

○ **県の関連事業名**

母子家庭等自立促進事業費

ウ 生活の場の充実

(担当課：青少年・児童家庭課、住宅課)

ひとり親家庭等が安定した暮らしの場を確保できるよう、各種支援に取り組みます。

○ **現状と課題**

ひとり親家庭においては、経済的理由などにより子育てに良好な住環境を有する賃貸住宅への入居が困難な状況が依然として少なくありません。

母子世帯の37.4%、父子世帯の17.8%が公営団地への入居を希望している状況になっています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

子どもの健やかな成長に資するため、県営住宅等におけるひとり親家庭の入居を促進します。

県営住宅への入居募集にあたり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭については、募集戸数に対して当選率が一般応募者の概ね2倍となるように戸数割当などを行います。

母子家庭等が安定した暮らしの場を確保できるよう、母子生活支援施設の運営に対する支援、母子生活支援施設退所者が賃貸住宅を契約する際の身元保証人確保の支援及び転宅資金等の貸付等各種支援策に取り組みます。

○ **県の関連事業名**

母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費、母子生活支援施設措置費、児童福祉施設指導育成費

エ 生活支援策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

緊急・一時的な対応が必要な際の家事、育児の支援等生活支援に取り組みます。

○ **現状と課題**

ひとり親家庭等においては、仕事の関係や修学、疾病等の事由により、緊急・一時的に日常生活に支障が生じる場合が少なくありません。

これらの場合に対応可能な各種施策の充実とともに、サービスの情報の集約等利便性を図ることや、積極的な利用の促進を図ることが必要であり、また、緊急・一時的な対応が必要な際の支援体制を整備・構築していく必要があります。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

緊急時に家庭生活支援員をひとり親家庭に派遣する日常生活支援事業の拡充や子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の利用促進を図るとともに、支援事業等情報の集約と周知・広報を図っていきます。

○ **県の関連事業名**

母子家庭等自立促進事業費

(3) 養育費の確保策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等における児童の養育費確保について支援します。

○ **現状と課題**

ひとり親になった理由としては、全体の約8割が「離婚」をあげているにもかかわらず、養育費を受け取っていない世帯は、母子世帯で79.1%、父子世帯で81.1%と高い割合を示しています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

養育費の確保に向けて、様々な手続き等についての専門相談員、弁護士による相談事業の充実、

情報提供等の支援に努めます。

また、養育費は子どもの権利であり、また、その負担は親として子どもに対する当然の義務であることについて、父親、母親のみならず、広く社会一般の共通認識として意識の醸成を図ります。

○ 県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
養育費相談の利用件数	相談件数	件	85	120	青少年・児童家庭課

(4) 経済的支援策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の生活基盤の安定のため、経済的に支援します。

○ 現状と課題

母子世帯の 84.1%、父子世帯の 73.7%、寡婦世帯の 58.8%が暮らしの状態を「苦しい」としており、また現在の不安・悩みについても「生活費」が1位となっています。

ひとり親家庭等が安心して生活し、子育てができるよう、経済的支援策の周知を図るとともに、自立に向けた総合的な支援への取り組みが必要となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

平成 22 年度より、父子家庭に対しても児童扶養手当を支給します。

また、母子家庭等医療費助成事業や母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び事業の推進に取り組むとともに、自立促進に向けた総合的な支援を実施します。

○ 県の関連事業名

児童扶養手当費、母子家庭等医療費助成事業費、母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

(5) 自立促進の基盤づくり

ア 当事者・地域・社会ぐるみで支える体制づくりの促進

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等を地域、社会全体で支える体制づくりを促進します。

○ 現状と課題

県内の総世帯のうち 6.07%がひとり親世帯（母子世帯：5.20%、父子世帯 0.87%）となっています。

ひとり親家庭の抱えている様々な課題に対応していくためには、生活支援、子育て支援、経済的支援等の総合的な支援が必要ですが、それを支える体制づくりはいまだ充分とはいえない状況にあります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

ひとり親家庭等の自立促進に向けて、当事者同士のネットワーク構築等を支援するため、当事者団体の社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会の活動について支援します。

よりきめ細やかな施策の展開と多様な支援体制の確保が必要である障害児を抱えたひとり親

家庭やDV被害者であるひとり親家庭等に対する支援を行うため、当事者団体への事業委託の推進や、地域、社会全体で支える体制づくりを促進します

○ **県の関連事業名**

母子家庭等自立促進事業費

イ **関係機関・関係団体等の連携促進**

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の自立促進にむけて、関係機関・関係団体等の連携促進に努めます。

○ **現状と課題**

平成14年11月の「母子及び寡婦福祉法」「児童扶養手当法」等の一部改正により、ひとり親家庭等に対する施策は経済的給付から自立促進の方向へと大きく転換してきています。

自立促進に向けた総合的・効果的な施策展開のため、関係機関・関係団体等の連携促進を図ることが必要です。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

ひとり親家庭等の総合的・効果的な施策展開のため、各自治体、当事者団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等関係機関・団体の連携を促進します。

ウ **相談体制等の充実**

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の自立促進のため、相談体制の充実を図ります。

○ **現状と課題**

ひとり親世帯が国や地方自治体に対する要望として「生活に関する相談窓口の充実（母子世帯：10.2%、父子世帯：11.9%）」「子育てに関する相談窓口の充実（母子世帯：3.1%、父子世帯：7.4%）」があがっています。

ひとり親家庭等は、子育て、生活、健康等、多岐にわたる悩みを抱えている状況にあるため、相談体制の充実等を図ることが必要です。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

生活、福祉、教育、雇用等の各分野について、ひとり親家庭等が必要としているサービスを速やかに提供できるよう、横断的なサービスの把握と総合的な情報提供に努めるとともに、様々な悩みに対応するため、相談体制の充実を図ります。

※「8 ひとり親家庭等の自立支援の推進」の文章中に出てきた数値（%）については、「平成20年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」からの引用による。